

# 滋賀の子ども達のための社会的自立を支える

## 学校教員向け不登校の理解と対応リーフレット

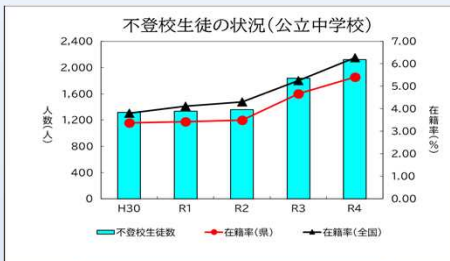
### 県内公立学校の不登校の現状

文部科学省 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査等より



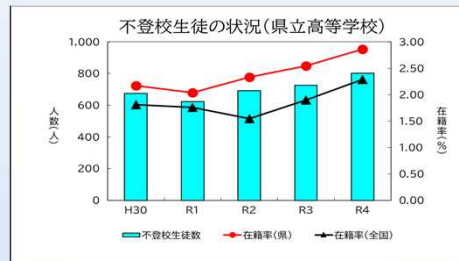
H30年 132人に1人

R4年 63人に1人



H30年 30人に1人

R4年 18人に1人



H30年 46人に1人

R4年 35人に1人

#### 教員の見立てによる不登校の要因

- 小学校
- ①無気力、不安
  - ②親子の関わり方
  - ③生活のリズムの乱れ、あそび、非行

- 中学校
- ①無気力、不安
  - ②いじめを除く友人関係をめぐる問題
  - ③生活のリズムの乱れ、あそび、非行

#### 子どもの思い「最初に学校に行きづらい」と感じ始めたきっかけ



- 小学校
- ①先生のこと
  - ②身体の不調
  - ③生活リズムの乱れ

- 中学校
- ①身体の不調
  - ②勉強が分からない
  - ③先生のこと

文部科学省 不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書より

先生が思う休む理由と  
子どもが思う休む理由は異なるのかも！

欠席の背景をしっかりと掴まないと「登校を促す指導が本人を苦しめる」  
「いじめ、虐待、精神疾患など待っていてはいけない」ケースもある！



学級の仲間と創り上げた歌声を小学生に披露



やる気、元気になれる言葉の作品をつくる授業



職員室前廊下で自ら学習する「超朝活」の取組

近年、いじめ、暴力行為、不登校等の生徒指導上の課題は深刻化し、いじめ防止対策推進法等の生徒指導に関する法律が施行されるなど、生徒指導を巡る状況は大きく変化しています。これらの状況を踏まえ、令和4年12月には生徒指導提要も改訂され、新たな視点での対応が求められています。特に不登校児童生徒は全国的にも増加し、背景も多様化しており、個々に応じた的確な支援を進めることが大変難しい状況です。しかし、この状況でも誰一人取り残さず支援をするためには、教育機会確保法の基本理念等の更なる理解と、できる限り不登校を生み出さないように積極的な生徒指導を進めることが大事です。その上で、休み始めのアセスメントに基づく対応を進め、それでも欠席が長期に続く場合は特別な支援と関係機関連携を進める必要があります。

以上を踏まえ、このリーフレットでは、改訂された生徒指導提要も参考にし、「教育機会確保法の理念」、「魅力ある学校づくり」、「教育相談」、「休み始めの対処」、「長引く欠席への対処」についてまとめました。ご活用いただき、子ども達の社会的自立を支えていきましょう。

令和6年4月改訂

滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課 児童生徒室

# I 教育機会確保法の理念

不登校児童生徒の増加の状況を受け、その支援を応援するため、国が法律を制定している

## 教育機会確保法

※「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の略称

教育機会の確保等に関する施策に関し、国や地方公共団体の責務を明記  
(基本理念)

- ・すべての児童生徒が豊かな生活を送り、安心して教育を受けられるようにする
- ・不登校の児童生徒の個々の状況に応じた多様な学習活動に対し支援をする
- ・不登校の児童生徒が安心して教育を受けられるようにする
- ・児童生徒等の意思を尊重し、年齢、国籍等に関わりなく、教育が受けられるようにする
- ・学校等と公的機関、民間団体等がお互いに連携する

## 教育機会の確保等に関する基本指針

(学校に求められる基本的な考え方)

- ・すべての児童生徒にとって魅力があり安心できる学校づくりを行う
- ・不登校は、どの児童生徒にも起こり得ることから、問題行動であるとしな
- ・児童生徒の**最善の利益**を最優先に支援を行う
- ・個々の状況に応じた支援を行う
- ・状況によっては**休養が必要**な場合があることに留意する
- ・**登校という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す**支援を行う
- ・児童生徒や保護者を追い詰めることがないように配慮する

小・中学校の子ども達は、この理念等に基づく教育を受けて高等学校等に進みます！

子ども達の最善の利益とは何かを考え社会とのつながりを模索し続けます！



## 文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」

※令和元年10月

- ・教育支援センター、フリースクール等民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する
- ・児童生徒理解・支援シートを活用した組織的、計画的な支援を行う
- ・指導要録上の出席扱いは、**不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断**する 等  
◇出席扱い等要件は、通知の別記を参照し、出席扱いにするかは学校長が最終判断をする

「別記」  
QRコード



これらの法律等により、

**「不登校児童生徒に問題がある」という決めつけを払拭！**

◇高等学校においてもすべての生徒にとって魅力ある安心できる学校づくりや、個々の状況に応じた支援等は必要である。

**法律等の理念を理解し子どもの権利を尊重した支援が必要！**

## Ⅱ 魅力ある学校づくり(発達支持的生徒指導)

すべての子どもの**安全・安心を保障**

- ・整理整頓が習慣化するよう仕組むなどして整えられた居心地の良い教室にする
- ・規範意識を高めるため、些細なことも声にして子どもに伝える
- ・暴力、いじめ、器物損壊等は**見逃さず**、組織的に対応する
- ・教員による子どもへの**配慮の欠けた言動、暴言や体罰は絶対に許されない**

安全・安心がいちばん！



大切にされていると感じると心のエネルギーはUP！

すべての子どもが**自己存在感を感受**

- ・子どもの意見を尊重し、子どもの力を信じ、主体的な子どもの活動を育む
- ・子どもの近くにいることを心がけ、子どもの頑張りや仲間への心配りを見逃さない
- ・子どもの頑張りや心配りに対しては、「よく頑張った」「よく気が付いた」等、声かけをする

他の役に立った

**自己有用感**

を育み

+

あるがままの  
自分を認める

**自己肯定感**

を高め

→

ひとりの人として  
大切にされている

**自己存在感**

を感じとる

◇授業、学活、学校行事、部活等、学校生活のあらゆる場面で仕掛ける

特に入学直後やクラス替えの4月は、人間関係を構築する大切な節目！

- ・お互いを知るためのレクリエーション
- ・学級目標を話し合いで決定
- ・学級、班での役割分担、学級でのルールづくり等



この学級で過ごしたいと思える  
**雰囲気づくりと仲間づくり**につなげる

すべての子どもが「わかりやすい」、「明日も受けたい」と思える**授業を実践**

授業がわからないことを子どもは気にしており不安を感じている  
さらに、この不安が休むきっかけとなることもある

- ・子どもの意見を取り入れ、子どもの**やる気を引き出す**
- ・発言もなく気にならない子ども、寝ている子どもに対してどう感じているか**気を配る**ことも必要
- ・子どもの目を見て、声を聴き、授業を**振り返る**
- ・何がわからないのかを**分析し**、**個別指導も実践**する

授業わからん…  
どうしよう…



明日、休もうかな…

**安全・安心が守られ登校を楽しみにできる学校づくりが大切！**

### Ⅲ 教育相談(課題未然防止教育)

不安や悩みによる欠席を未然に防止する方法のひとつとして教育相談は有効です

#### 子どもとの関係づくり

子どもが話しやすいと思える雰囲気や距離感が大切！

- ・1日1回は視線をあわせる、あいさつ等ことばを交わす
- ・子どもの目線に立った関わりを意識し、児童生徒理解に努める
- ・悩みを持つことは悪いことではなく、誰でも悩むことはあると伝えておく
- ・悩んだときには、人に話す、聞いてもらうことを伝えておく
- ・友だちを救うため、友だちのSOSを教員に知らせるよう伝えておく
- ・教員自身の言動や振る舞いにも十分気を付ける

話を聞いてもらえる先生がいると安心！



自分ではSOSを出せない子を救ってね！

計画的な教育相談、それ以外の場面でも子どもの話を聴くことを心掛ける！

相談にきた 話を聴いてほしい そう どこか様子がおかしい  
◇中学生や高校生は、友人関係以外でも進路や成績に関して差し迫った不安や悩みを持つ場合もあることに留意する

話を聴く！または話を聴ける具体的な日時を伝える！

#### 聴く時のポイント

子どもの気持ちを尊重することが大切！

- ・横並びに座る等、子どもが話しやすい座り方等にも配慮する
- ・思いを受けとめ、傾聴し、共感する(カウンセリングマインド)
- ・無理に聞き出そうとしたり、説教や指導をしない
- ・子どもの願いや望みを確認し、尊重する

◇「誰にも言わないでほしい」と頼まれた時の対応を年度初めに全職員で共有しておく

いつの間にか、説教されてる…  
子どもの話を聴いて下さい！



先生、ひとりで抱え込むのは  
ダメです！

#### 聴いた後のポイント

聴いた後は組織で対応することが大切！

- ・学年主任や教育相談担当等に報告、相談する
- ・SC等のカウンセリングが必要と思われる場合は、本人に提案し本人の希望を確認する
- ・本人のカウンセリングの有無に関わらず、SC等とのコンサルテーションにより対応等を確認する
- ・保健室で相談をしていたり、今後相談に行くこともあるため養護教諭と情報共有する
- ・寄り添いと見守りを忘れずに行う

※SC…スクールカウンセラーの略称。心理に関わる専門家  
コンサルテーション…専門家同士(スクールカウンセラーと教職員)においてなされる指導・助言。お互いの専門性を尊重して行われるもの

子どもの話を聴くことが子どもを救う第一歩！

## IV 休み始めの対処(課題早期発見対応)

**健康観察** できるだけ多くの機会をとらえて、子どもの心身の状況を把握することが大切

登校時 朝の会 授業 休み時間 昼食 帰りの会 部活動 学校行事

↑  
1日の始まりの姿が  
特に変容を捉えやすい  
表情や服装に異変はないか…

### 観察のポイント

遅刻、早退 保健室、職員室の来室状況 体調(頭痛・腹痛を訴える)  
ぼんやりしている 1人で過ごしている 昼食を食べない 行事を欠席

### 休み始め

1日目  
電話等

- ・子どもや保護者に体調や気になることがないか等を伺う
- ・明日の予定や持ち物等の連絡
- ◇朝の会で姿が見えなければ、学年で協力して電話等ですぐに保護者に確認  
さらに、連絡が取れない場合は、学校全体で対応をすぐに協議する

子どもの事を気遣う心が大切!



3日目  
家庭訪問等

- ・子どもに直接会って、状況や気になること等を聞いてみる(病気なら受診状況、家での様子、不安、友人関係等)
- ・保護者にも詳しく状況等を伺う(気になること、不安等)
- ◇必要に応じて、来校をお願いし今後の連携や方向性について話し合う

5~7日目

### ケース会議

### 情報共有とアセスメント、プランニングについて検討

- ・「連続している」「連続はしていないがひと月に合計5~7日欠席」が対象
- ・関係者全員の参加が望ましいが、**学年会や既存の係会等でもよい**
- ・管理職が参加できない場合は主任等から管理職へ報告しなければならない
- ※ケース会議…子どもが安心して生活できるよう支援等を検討する会議  
アセスメント…見立て プランニング…手立て

### 1. 「情報共有」 気になること等できる限り多くの情報を共有する

・健康面 ・過去の欠席状況 ・友人、家族関係 ・成績や学習状況 ・発達上の課題 など

### 2. 「アセスメント」 BPSモデルに基づき多面的に行う

生物学的要因(Bio)

発達障害(ADHD、LD、ASD等)、精神疾患(うつ病、摂食障害、統合失調症等)  
身体疾患(起立性調節障害、過敏性腸症候群等)

心理学的要因(Psycho)

感情、信念、ストレス(不安症、自傷行為等)

社会的要因(Social)

家庭や学校の環境や人間関係

先生の思い込みは **×**

命に関わる事例もあり、  
医療や福祉との連携が  
必要な場合があります!

### 3. 「プランニング」 「次にとるべき対応」を検討する

・登校刺激をどうするか ・学習保障 ・保護者連携 ・SC、SSW等との連携 など

※SSW…スクールソーシャルワーカーの略称。福祉に関わる専門家

・精神疾患、身体疾患の場合はすみやかに医療との連携が必要

・いじめや虐待の場合は法に則した対応が必要

・休みがその後も続く場合もあるため、次のケース会議を開く時期の設定しておく

◇前在籍校での情報が大きな手がかりとなることもあるため、校種間の連携も必要(児童生徒理解・支援シートの活用も有効)

◇SC等のカウンセリングの提案も含め、誰となら相談しやすいか本人に確認しておくことも必要

**休み始めのアセスメントで個に応じた支援を構築!**

## V 長引く欠席への対処(困難課題対応的生徒指導)

### SC、SSW等の専門家も交えた再ケース会議

「より丁寧なアセスメント」に基づく「より具体的なプランニング」により  
校内体制で支えるか、校外の力を借りるのかまで具体的に検討する

- ◇あせらず、スモールステップで支援を進められるよう話し合うことが必要
- ◇本人はどう思うのか、保護者の意見はどうかの確認が必要
- ◇子どもの最善の利益が保証されているか等の確認が必要
- ◇開催の時期は、1回目のケース会議で決めておく

子どもの状況は刻々と変化するため、  
PDCAサイクルが重要です！



別室・家庭と教室をつなぐ  
オンライン授業も有効です！

#### 【校内体制】

- ・別室等**居場所の確保**(相談室、小部屋等)
- ・学びの保障のため、教員の配置やプリント等の準備は誰が行うかを検討
- ・教室復帰を促すべきかどうかの判断
- ・どのくらいの頻度で家庭訪問や面談を行うかを検討

#### 【校外の力】

- ・教育支援センター、フリースクール等民間施設、医療機関等を具体的に検討

月	日	年	姓	氏名
計	画	実	履	場
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

別室を利用する  
子どもの予定表の例

### 関係機関連携

学校の力だけでは難しく、連携すべき関係機関は多岐にわたる

教育支援センター

発達支援センター

フリースクール

医療機関

児童相談所

...

#### 【本人・保護者に対して】

- ・子どもが何に困り、何を必要としているか、アセスメントが必要
- ・教育支援センター等、多様な学びの場を紹介
- ・連携が必要な理由を丁寧に説明し、本人及び保護者の理解が必要
- ・「学校に見捨てられた」等、不安を与えないよう配慮をする

子どもと保護者の思いを  
ちゃんと聞いてね！

つないで任せきりは  
ダメですよ！



#### 【関係機関等に対して】

- ・学校の窓口(教育相談担当、養護教諭、管理職等)を明確に知らせる
- ・子どもの頑張りを知るためにも、関係機関に足を運び顔の見える関係づくりに努める

→ 指導要録上の出席扱いとする場合の資料となる

### 県と市町の連携に関する協定

県立学校に進学した児童生徒(予定者、中途退学者等も含む)のうち  
「不登校、別室、放課後登校など不登校傾向」にある者等が対象に含まれている

支援を必要とする児童生徒の情報を県立学校と市町の間で共有する仕組みを整えたもの

ひきこもり防止、学校と関係機関(福祉部局)との情報共有等、切れ目のない支援を行う

## チーム学校で社会的自立を支える！